

通部運転免許課長

- 書
- 六 府令第二十九条の二条第一項の規定による運転免許証の更新期間前における免許証更新申請書
- 七 府令第三十条の九第一項の規定による運転免許取消申請書
- 八 第二十一条の二の運転経歴証明書交付申請書
- 九 第二十三条第六号の更新時講習申出書
- 十 第二十四条の審査申請書（自動車運転についての必要な技能の審査を受ける場合を除く。）

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 放置車両の確認等に関する事務の委託等

(登録の申請)

第七条の二 確認事務規則第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の登録申請書は、登録申請書（別記第五号様式の二）又は登録更新申請書（別記第五号様式の二）によらなければならない。

(駐車監視員資格者講習の受講の申込み)

第七条の三 確認事務規則第七条第一項の受講申込書は、駐車監視員資格者講習受講申込書（別記第五号様式の三）によらなければならない。

(駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付の申請)

第七条の四 確認事務規則第九条第二項の再交付申請書は、駐車監視員資格者講習修了証明書再交付申請書（別記第五号様式の四）によらなければならない。

(法第五十一条の十三第一項第一号口の規定による公安委員会の認定)

第七条の五 確認事務規則第十条第二項の認定申請書は、認定申請書（別記第五号様式の五）によらなければならない。

2 確認事務規則第十条第五項において準用する確認事務規則第九条第二項の再交付申請書は、認定書再交付申請書（別記第五号様式の四）によらなければならない。

(駐車監視員資格者証の交付の申請)

第七条の六 確認事務規則第十一条第一項の交付申請書は、駐車監視員資格者証交付申請書（別記第五号様式の六）によらなければならない。

(駐車監視員資格者証の書換え交付及び再交付の申請)

第七条の七 確認事務規則第十三条第一項の書換え交付申請書は、駐車監視員資格者証書換え交付申請書（別記第五号様式の七）によらなければならない。

2 確認事務規則第十三条第二項の再交付申請書は、駐車監視員資格者証再交付申請書（別記第五号様式の七）によらなければならない。

第十四条第一項及び第四項中、「第七十四条の二第五項」を「第七十四条の三第五項」に改める。
第十五条中、「第七十四条の二第六項」を「第七十四条の三第六項」に改める。
別記第五号様式の次に次の六様式を加える。

第5号様式の2 (第7条の2関係)

(表)

登録更新申請書	年月日
山口県公安委員会 殿	
郵便番号	
申請者主たる事務所の所在地	
代表者の氏名	
(印)	
<p>下記のとおり登録の更新登録を受けたので、道路交通法第51条の8第2項において準用する同条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
法人の名称	
主たる事務所の所在地	(電話番号) 番)
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人 5 その他
代表者の氏名	
登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号
山口県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)	

(裏)

添付書類

- 1 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
 - 2 役員の氏名及び住所を記載した名簿
 - 3 役員に係る次に掲げる書類
 - (1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は外国人登録原票の写し (役員が外国人登録法第4条第1項の規定による登録を受けている場合に限る。)
 - (2) 自己を成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書
 - (3) 道路交通法第51条の8第3項第2号亦に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書
 - (4) 精神機能の障害に関する医師の診断書 (道路交通法第51条の8第3項第2号へに掲げる者に該当しないことが明らかであるかどうかの別を記載したものに限る。)
 - 4 道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる法人のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - 5 道路交通法第51条の8第4項各号に掲げる要件のすべてに適合することを説明した書類
 - 注 1 「法人の種類」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。
 - 注 2 「登録年月日」欄及び「登録番号」欄は、登録の更新の申請をする場合のみ記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式の3 (第7条の3関係)

駐車監視員資格者講習受講申込書 山口県公安委員会 殿				年 月 日
申込者 住所 氏名				年 月 日
下記のとおり駐車監視員資格者講習を受けたいので、確認事務の委託の手続等に関する規則第7条第1項の規定により申し込みます。				
記				
本籍又は国籍				
住所	(電話番号)			
氏名			(電話番号)	
生年月日	年 月 日	性別	男・女	
勤務先その他の連絡先	(電話番号)			
受講を希望する年月日	年 月 日			
山口県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)				
受講年月日	年 月 日から	修了考査の年月日	年 月 日	
受講場所			修了考査の結果	台・否
受講番号				

注 1 写真は、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとし、申込前6月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものをはり付けること。
 2 印欄は、記入しないこと。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式の4 (第7条の4、第7条の5関係)

駐車監視員資格者講習修了証明書再交付申請書 山口県公安委員会 殿				年 月 日
申請者 住所 氏名				年 月 日
下記のとおり駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付を受けたいので、確認事務の委託の手続等に関する規則第9条第2項第10条第5項において準用する同規則第9条第2項の規定により申請します。				
記				
本籍又は国籍				
住所	(電話番号)			
氏名			(電話番号)	
生年月日	年 月 日	性別	男・女	
勤務先その他の連絡先	(電話番号)			
修了証明書又は認定書	番号	第	号	
	交付年月日	年	月	日
再交付を申請する事由				
山口県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)				

注 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記入すること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式の5 (第7条の5関係)

認定申請書		年月日	
山口県公安委員会 殿		申請者住所名 <input type="checkbox"/>	
下記のとおり認定を受けたいので、確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。 記			
本籍又は国籍			
住所	(電話番号) 局 (番)		
氏名	(ふりがな)		
生年月日	年月日	性別	男・女
勤務先その他の連絡先	(電話番号) 局 (番)		
山口県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)			
認定審査日	年月日	認定審査の結果	合・否
受検場所			
受検番号			

添付書類

確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

注 1 写真は、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとし、申請前6月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものをはり付けること。

2 印欄は、記入しないこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式の6 (第7条の6関係)

駐車監視員資格者証交付申請書		年月日	
山口県公安委員会 殿		申請者住所名 <input type="checkbox"/>	
下記のとおり駐車監視員資格者証の交付を受けたいので、確認事務の委託の手続等に関する規則第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。 記			
本籍又は国籍			
住所	(電話番号) 局 (番)		
氏名	(ふりがな)		
生年月日	年月日	性別	男・女
勤務先その他の連絡先	(電話番号) 局 (番)		
修了証明書又は認定書	番号	第	号
	交付年月日	年	月 日
山口県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)			

添付書類

1 駐車監視員資格者講習修了証明書又は確認事務の委託に関する規則第10条第4項の認定書

2 確認事務の委託の手続等に関する規則第2条第3号イからニまでに掲げる書類

3 道路交通法第51条の13第1項第2号イから八までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
注 申請前6月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真2枚のうち1枚を所定欄にはり付け、1枚を添付すること。なお、写真の裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式の7 (第7条の7関係)

駐車監視員資格者証再 交換え交付申請書

年 月 日

山口県公安委員会 殿

申請者 住 所 氏 名 (印)

下記のとおひ駐車監視員資格者証の再 交換え交付を受けたので、確認事務の委託の手続等に関する規則第13条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

本 籍 又 は 國 籍					
住 所	(電話) 局 (番)				
氏 名	(ふ り が な)				
生 年 月 日	年 月 日	性別	男・女	写真はり付け欄	
勤務先その他の連絡先	(電話) 局 (番)				
駐車監視員資格者証	番 号	第 号	年 月 日		
再 交換え交付を申請する事由	山口県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)				

添付書類
 駐車監視員資格者証の書換え交付の申請をする場合にあつては、駐車監視員資格者証
 申請前6月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像の縦3センチメートル
 横2.4センチメートルの写真を2枚のうち1枚を所定欄にはり付け、1枚を添付するこ
 と。なお、写真の裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。
 2 「書換え交付を申請する事由」欄には、駐車監視員資格者証の書換え交付の申請をする
 場合にあつては変更事項の内容及びその理由を、駐車監視員資格者証の再交付の申請をする
 場合にあつては亡失又は滅失の状況を記入すること。
 備考
 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とす。

附 則

(施行期日)

- この規則は、道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号。以下「改正法」という。)第三条の規定の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為の準用)
- 改正後の山口県道路交通規則第二条第二項及び第三項並びに第二章の二の規定は、改正法附則第二条の規定により、改正法第三条の規定による改正後の道路交通法(昭和三十五年法律第五十号)第五十一条の八第一項の登録、同法第五十一条の十三第一項の駐車監視員資格者証の交付その他確認事務の委託に關し必要な手続その他の行為をする場合について準用する。

山口県公安委員会規程第四号

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年七月十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程(昭和三十二年山口県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表中	山口県公安委員会印	一〇ミリメートル	警察本部交通部運輸課課長	原付講習指導員証の交付等の事務専用
-----	-----------	----------	--------------	-------------------

に改める。

山口県公安委員会印	一〇ミリメートル	警察本部交通部運輸課課長	駐車監視員資格者証の交付等の事務専用
山口県公安委員会印	一〇ミリメートル	警察本部交通部運輸課課長	原付講習指導員証の交付等の事務専用

附 則
この規程は、平成十七年七月十九日から施行する。

山口県公安委員会規程第五号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年七月十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十八の表に次のように加える。

<p>道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号。以下「道路交通改正法」という。）第2条</p>	<p>道路交通改正法第3条の規定の施行前において行う法人の登録、駐車監視員資格証の交付その他の業務の委託に關し必要な手続その他の行為</p>
--	--

別表第二の二十五の表に次のように加える。

<p>道路交通改正法附則第2条</p>	<p>道路交通改正法第3条の規定の施行前において行う法人の登録、駐車監視員資格証の交付その他の業務の委託に關し必要な手続その他の行為（申請書又は申込書の受理に限る。）</p>
---------------------	---

附 則

この規程は、平成十七年七月十九日から施行する。

平成十七年七月十九日印刷

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）